

監 査 第 49 号
令和 8 年 8 月 21 日

請求人 みえ教育ネットワーク教職員ユニオン
委員長 鍋矢 善史 様

三重県監査委員	村 上 亘
三重県監査委員	倉 本 崇 弘
三重県監査委員	中 瀬 信 之
三重県監査委員	伊 賀 恵

住民監査請求について

令和 8 年 7 月 2 日に提出された住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 5 項の規定に基づき監査した結果は、次のとおりです。

記

第 1 監査の結論

本件請求を棄却する。

第 2 監査の請求

本件請求の要旨は、次のとおりである。

1 請求理由

- (1) 三重県立特別支援学校北勢きらら学園（以下「当該校」という。）では、教職員の所定勤務時間は 8 時 30 分から 17 時までとされている。勤務時間の設定を変更するには、県教育委員会による「公立学校における 4 週間単位の変形労働時間制に関する実施要綱」に基づいて「勤務時間の割振り調整」や「ズレ勤」を行うなどの手続きが必要である。
- (2) 当該校では、教職員がスクールバス（桑名バス）の添乗業務を行うにあたり、次のように運営されている。

①登校時

バス停留所である八風バス株式会社から桑名バスに乗車し、児童生徒と当該校に向かう。集合時刻は 7 時 30 分、出発時刻は 7 時 45 分である。

②下校時

当該校から桑名バスに乗車し、児童生徒とバス停留所である八風バス株式会社に向かう。（八風バス株式会社到着は 16 時頃）

教職員がスクールバス（桑名バス）を利用する区間に関して、教職員は旅費を負担しない。したがって、バス添乗業務にかかる教職員の旅費が公費負担される区間は、登校時が「自宅～八風バス株式会社（バス停留所）」、下校時が「八風バス株式会社（バス停留所）～自宅」である。

- (3) 当該校に勤務する A 教諭（以下「当該教諭」という。）は令和 8 年 5 月 12 日に、同じく当該校に勤務する B 講師（以下「当該講師」という。）は令和 8 年 5 月 13 日に、それぞれスクールバス（桑名バス）の添乗業務を行っており、その旅行命令の内容はどちらも下記のとおりであった。

①登校時（自宅発-当該校着）

旅行開始時刻 7 時 / 旅行終了時刻 9 時

②下校時（当該校発-自宅着）

旅行開始時刻 15 時 / 旅行終了時刻 17 時

当該教諭及び当該講師とも、添乗業務を行う日に関して、ズレ勤務によって勤務時間が 7 時 40 分から 16 時 10 分までに変更されていた。

- (4) 旅行命令は、その全行程が公務であることを前提とするものである。したがって、旅行を命じるのであれば、旅行開始時刻から旅行終了時刻までのすべての時間に勤務時間が割り振られている必要がある。旅行開始時刻から旅行終了時刻までの間に一部でも勤務時間の割り振られていない時間帯（公務外の時間）があれば、その時間帯に対する旅費の支給は、「公務の実態がない時間に対する支出」または「積算の根拠を欠く不適正な支出」である。
- (5) 当該教諭及び当該講師のスクールバス添乗業務においては、旅行命令上の時間と、実際に割り振られた勤務時間との間に重大な齟齬が存在する。具体的には、登校時において、ズレ勤による勤務開始時刻（7 時 40 分）以前である 7 時～7 時 40 分について勤務時間が割り振られていないにも関わらず旅行命令が出され、旅費が支給されている。下校時において、ズレ勤による勤務終了時刻（16 時 10 分）以降である「16 時 10 分～17 時」の 50 分間について、勤務時間が割り振られていないにも関わらず旅行命令が出され、旅費が支給されている。これは公務の実態がない時間、あるいは私的な移動時間に対して公金を不当に支出したものであり、財務会計上の違法・不当な行為にあたる。
- (6) 不当に支出された旅費相当額は、本件請求者の推計によれば計 3,036 円（各 1,518 円）である。よって、県教育委員会に対し、当該旅行命令を発

した当該校の校長に不当支出分（計 3,036 円）の自己弁済を求めるなどの必要な措置を請求する。

第 3 監査の実施

1 監査対象事項

上記請求の要旨から、本件請求にかかる監査対象事項は、「令和 8 年 5 月 12 日及び令和 8 年 5 月 13 日の当該校におけるスクールバス添乗業務にかかる当該教諭及び当該講師に対する旅費の支出」と解した。

2 監査対象部局

三重県教育委員会

3 監査対象部局に対する調査

令和 8 年 7 月 24 日に教職員課、同月 27 日に当該校の調査を実施した。

4 請求人の陳述

請求人が陳述を希望しなかったため、陳述の聴取は行わなかった。

第 4 監査の結果

1 認定した事実

監査対象部局に対する調査結果等から、次の事実が認められる。

(1) 教職員の勤務時間等

ア 勤務日と週休日、勤務すべき時間

県立学校の教職員の勤務時間について、「公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年三重県条例第 2 号）」で下記のとおり定められている。

(ア) 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 38 時間 45 分とする。（第 3 条第 1 項）

(イ) 月曜日から金曜日までの 5 日間において、1 日につき 7 時間 45 分の勤務時間を割り振るものとする。（第 4 条第 2 項）

(ウ) 1 日の勤務時間である 7 時間 45 分に対して、45 分の休憩が付与される。（第 7 条）

(エ) 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日）とする。（第 4 条第 1 項）

イ 勤務時間の割振り

- (ア) 勤務時間は、原則 8 時 30 分から 17 時までであるが、校長は、校務との関連で、日々の勤務時間を変更することなく終始の時刻の繰り上げ、繰り下げができる（いわゆる「ズレ勤務(時差出勤)」）。（公立学校職員の週休日及び勤務時間の割振りにかかる実施要綱）
- (イ) ズレ勤務を行う場合は、総務事務システムを使用せず、紙の「ズレ勤務（時差勤務）簿」によって、校長が個々の教職員に勤務時間を割り振る。

ウ 県立学校職員の旅行命令

県立学校における旅費については、知事部局と同様に、「職員等の旅費に関する条例（昭和 32 年三重県条例第 46 号）」（以下「旅費条例」という。）及び「職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和 37 年三重県規則第 3 号）」（以下「旅費規則」という。）が適用され、職員は旅行する際、総務事務システムの旅行命令の入力画面にて、旅費規則第 7 条に定められた事項である、発令年月日、所属名、旅行者氏名、出発地、用務、用務先、帰着地及び旅行期間を入力して決裁を受ける。

また、県立学校職員の旅行命令の入力画面には、「旅行根拠」という、出張の依頼者、依頼文の有無及び旅行時間を入力する欄があるが、それらは必須の入力事項ではなく、校長等が旅行命令の決裁をする上での参考として活用することができるものである。

(2) 当該校の状況

ア 当該校におけるスクールバスの添乗業務

- (ア) 当該校のスクールバスは複数のコースがあり、そのうち本件請求に係るものは、集合場所である八風バス株式会社（桑名市大字小貝須字新堀北 1604）（以下「当該集合場所」という。）を出発点及び帰着点とするコース（以下「桑名コース」という。）である。
- (イ) 桑名コースのバスには、2 人の職員が添乗する。
- (ウ) 通常は会計年度任用職員が添乗業務を行うが、会計年度任用職員が休暇の場合等には教員が添乗業務を行う。
- (エ) 添乗業務の業務時間は、登校時については 7 時 40 分から当該校到着時刻までであり、下校時については当該校出発時刻から 16 時 10 分までである。
- (オ) 添乗業務の内容は、児童生徒の出欠や健康状態の確認、名簿への乗車の記録、乗車と着席の確認、降車の確認、点検及び清掃、緊急連絡用の携帯電話の管理等である。

(カ) 桑名コースのバスの運行時刻は下記のとおりである。

- ①7 時 40 分頃に当該集合場所を出発し、複数の箇所停留した後、9 時頃に当該校に到着する。
- ②15 時頃に当該校を出発し、複数の箇所停留した後、16 時 10 分頃に当該集合場所に到着する。

イ 本件請求に係るスクールバス添乗業務

(ア) 令和 8 年 5 月 12 日の添乗業務

- a 令和 8 年 5 月 1 日、当該校の校長は、当該教諭に対し、スクールバス添乗業務のため、同月 12 日の始業時刻を 7 時 40 分、終業時刻を 16 時 10 分とするズレ勤務の告知を「ズレ勤務（時差勤務）簿」により行った。
- b 令和 8 年 5 月 11 日、当該校の校長は、当該教諭に対し、スクールバス（桑名コース）添乗業務のため、自家用車の使用による「出発地を自宅、用務先を当該集合場所、帰着地を当該校」とする旅行命令と、「出発地を当該校、用務先を当該集合場所、帰着地を自宅」とする旅行命令を発令した。
- c 令和 8 年 5 月 12 日、当該教諭は、当該集合場所まで自家用車で移動し、当該集合場所に自家用車を駐車した後、7 時 40 分頃出発のスクールバス（桑名コース）に乗車して添乗業務を行い、当該校に 9 時頃到着した。
- d また、同日、当該教諭は、15 時頃出発のスクールバス（桑名コース）に乗車して添乗業務を行い、当該集合場所に 16 時 10 分頃到着し、当該集合場所に駐車していた自家用車により自宅まで移動した。

(イ) 令和 8 年 5 月 13 日の添乗業務

- a 令和 8 年 5 月 1 日、当該校の校長は、当該講師に対し、スクールバス添乗業務のため、同月 13 日の始業時刻を 7 時 40 分、終業時刻を 16 時 10 分とするズレ勤務の告知を「ズレ勤務（時差勤務）簿」により行った。
- b 令和 8 年 5 月 11 日、当該校の校長は、当該講師に対し、スクールバス（桑名コース）添乗業務のため、自家用車の使用による「出発地を自宅、用務先を当該集合場所、帰着地を当該校」とする旅行命令と、「出発地を当該校、用務先を当該集合場所、帰着地を自宅」とする旅行命令を発令した。
- c 令和 8 年 5 月 13 日、当該講師は、当該集合場所まで自家用車で

移動し、当該集合場所に自家用車を駐車した後、7 時 40 分頃出発のスクールバス（桑名コース）に乗車して添乗業務を行い、当該校に 9 時頃到着した。

d また、同日、当該講師は、15 時頃出発のスクールバス（桑名コース）に乗車して添乗業務を行い、当該集合場所に 16 時 10 分頃到着し、当該集合場所に駐車していた自家用車により自宅まで移動した。

ウ 当該添乗業務に係る旅費の支払い

(ア) 当該教諭は、令和 8 年 5 月 12 日の添乗業務に関し、自家用車の車賃（移動距離 6.0 km）として往路（登校時）138 円、復路（下校時）138 円を所定の請求書により請求し、同年 6 月 30 日に同額が支払われた。なお、スクールバスによる移動分の旅費は支払われていない。

(イ) 当該講師は、令和 8 年 5 月 13 日の添乗業務に関し、自家用車の車賃（移動距離 5.0 km）として往路（登校時）115 円、復路（下校時）115 円を所定の請求書により請求し、同年 6 月 30 日に同額が支払われた。なお、スクールバスによる移動分の旅費は支払われていない。

エ 当該添乗業務に係る旅行時間

(ア) 令和 8 年 5 月 12 日の添乗業務に関し、当該教諭は総務事務システムの旅行命令に下記の旅行時間を入力した。

a 登校時の旅行開始時刻は 7 時、旅行終了時刻は 9 時

b 下校時の旅行開始時刻は 15 時、旅行終了時刻は 17 時

(イ) 令和 8 年 5 月 13 日の添乗業務に関し、当該講師は総務事務システムの旅行命令に下記の旅行時間を入力した。

a 登校時の旅行開始時刻は 7 時、旅行終了時刻は 9 時

b 下校時の旅行開始時刻は 15 時、旅行終了時刻は 17 時

2 判断

(1) 旅費は、職員が公務のために旅行することに伴い生じる費用を補償する実費弁償的な給付であり、その支給については、地方自治法第 204 条において、普通地方公共団体は常勤の職員に対し旅費を支給しなければならない旨が規定されるとともに、その額並びに支給方法は条例で定めなければならないこととされている。

これを受け、三重県においては、旅費条例及び旅費規則を定めており、県立学校教職員については、旅費条例及び旅費規則に基づき旅費が支給される。

旅費条例においては、「職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する」（第3条第1項）とし、旅費請求権の発生事由として「出張」を規定している。また、旅費に係る手続きとして、同項の規定に該当する旅行は、旅行命令権者の発する旅行命令によって行われなければならないこと（第4条）、旅費の支給を受けようとする旅行者は、所定の請求書に必要な資料を添えて、支出命令権者に提出しなければならないこと（第7条）を定めている。

したがって、旅行命令権者の発する旅行命令に従って旅行を行い、当該旅行の旅費に関し所定の手続きによる請求を行った職員に対しては、旅費条例に基づき旅費を支給すべきものと解される。

- (2) 当該教諭及び当該講師は、前記認定のとおり、当該校の校長からの旅行命令を受け、その命令に従って旅行を行い、所定の請求書により旅費条例等に基づき算定した金額の旅費を請求している。したがって、その請求により、当該教諭及び当該講師に対して当該請求額の旅費を支給したことは、違法又は不当な行為であったとは認められない。
- (3) 一方、請求人は、旅行を命じるのであれば、旅行開始時刻から旅行終了時刻までのすべての時間が勤務時間である必要があるとして、当該教諭及び当該講師がズレ勤務により勤務時間とされた7時40分から16時10分までの前後の時間に自家用車により移動していることから、当該勤務時間前後の移動に対する旅費の支出が、公務の実態がない時間、あるいは私的な移動時間に対する公金の支出であり、違法又は不当な行為にあたると主張している。
- (4) しかし、上述のとおり、旅費は旅費条例に基づき支給される実費弁償的な給付であり、旅行命令に従って旅行した事実に基づき支給されるものである。本件においては、当該教諭及び当該講師は、旅行命令権者の発する旅行命令に従って旅行を行っており、旅費を支給したことが違法又は不当な行為であったとは認められない。よって、請求人の主張は採用できない。
- (5) 以上のとおりであり、本件請求は理由がないから、上記第1のとおり決定する。